

令和元年9月5日

消費税率引上げに伴う鉄軌道事業者の旅客運賃等の 上限変更認可について（九州運輸局長権限事業者分）

各鉄軌道事業者より申請のありました、令和元年10月1日に予定されている消費税率10%への引上げに伴う鉄軌道事業者の旅客運賃等の上限の変更については、本日付で認可申請しましたのでお知らせいたします。

なお、今回の認可申請は旅客運賃等の上限についてのものであり、実際の運賃については、認可を受けた上限の範囲内で各鉄軌道者が設定することになります。

【上限変更認可申請の概要（九州運輸局申請分）】

申請日	申請者名	改定率（%）				実施 予定日	備 考
		定期外	定 期	料 金	合 計		
元. 7. 1	筑豊電気鉄道※1	1.697	1.884	—	1.779	元. 10. 1	
元. 7. 1	北九州高速鉄道	2.374	0.867	—	1.852	元. 10. 1	
元. 7. 1	甘木鉄道	1.887	1.797	—	1.850	元. 10. 1	
元. 7. 1	平成筑豊鉄道	1.601	1.861	—	1.714	元. 10. 1	
元. 7. 1	島原鉄道※2	1.637	1.863	—	1.716	元. 10. 1	
元. 7. 1	熊本電気鉄道	1.601	1.851	—	1.707	元. 10. 1	
元. 7. 1	南阿蘇鉄道	2.047	1.853	1.380	1.852	元. 10. 1	
元. 7. 1	くま川鉄道	1.991	1.803	0.000	1.852	元. 10. 1	
元. 7. 1	肥薩おれんじ鉄道	1.852	1.847	0.000	1.798	元. 10. 1	
元. 7. 1	熊本市交通局※3	1.618	1.737	—	1.637	元. 10. 1	実施運賃は据置き

※1 筑豊電気鉄道の実施運賃の改定率の合計は1.845%となる予定です。

※2 島原鉄道の実施運賃の改定率の合計は1.714%となる予定です。

※3 熊本市交通局は実施運賃を据置く予定です。

注1. 新幹線特急料金以外の料金については事前届出制となっています。

2. 改定率は小数点第4位を四捨五入したものを表示していますが、いずれの事業者も改定率の合計が108分の110以内となっています。

3. 大臣権限事業者（JR九州・西日本鉄道・福岡市交通局）については国土交通省鉄道局より公表いたします。